

君津市ネーミングライツ導入ガイドライン

君津市

1 趣旨

このガイドラインは、市が所有する施設等に対する命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適切な導入を図るために、対象施設や募集方法等に関し、基本的な考え方をまとめたものです。

2 ネーミングライツ導入目的

- (1) 新たな財源を確保することにより、持続可能な施設の運営に努めます。
- (2) 民間の資源やノウハウ等を活用することにより、施設の魅力と市民サービスの向上を図ります。

3 ネーミングライツの概要

(1) 定義

ネーミングライツは、契約により市の施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した民間事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から対価を得て、導入目的に資するものです。

(2) 運用

ネーミングライツ導入後は、市は積極的に愛称を使用することとしますが、条例等で定める名称の変更は行いません。

4 ネーミングライツ導入方式

導入方式は、以下の2種類とします。

(1) 公募型

市が施設を選定し、条件を付した上で、公募を行い、ネーミングライツパートナーの募集を行う方式です。

(2) 提案型

対象施設を特定せず、ネーミングライツパートナーとなることを希望する民間事業者等からの随時企画提案を受け付ける方式です。

ただし、企画提案する時点で公募していない施設に限ります。

5 導入対象施設

(1) 対象とする施設

ネーミングライツを導入する対象施設（以下「導入対象施設」という。）として、文化施設、スポーツ施設、道路、公園等の市有施設（及びそれらの一部）を想定しています。

この導入により、当該施設等の設置目的の妨げにならないことや、施設等の性格、利用者数やメディア等に取り上げられる頻度などを考慮して決定します。

(2) 対象外とする施設

施設等の名称設定に特段の経緯があるものや、施設等の性格から愛称を付すのが適当でない判断されるものは対象外とします。

（例：市役所庁舎や学校等）

(3) その他

導入対象施設は、施設や敷地等に看板等を設置することについて、事前に屋外広告物所管課・景観所管課と協議を行うこととします。

6 ネーミングライツ付与の対価について

ネーミングライツパートナーから得る対価の目安となる額は、導入対象施設の維持管理及び事業運営に係る経費、利用者数、知名度、他自治体における類似事例等を参考に、当該施設等の広告媒体としての価値を総合的に検討し、妥当性について審査会で検討します。

なお、提案型の場合、金銭ばかりでなく、施設で利用可能な製品等の提供や役務（サービス）の提供も対象とすることができます。

7 愛称

(1) 愛称付与の条件

愛称は、親しみやすさや呼びやすさなど、市民や施設利用者等から理解が得られるものとしします。企業ロゴのデザインは、ネーミングライツパートナーが権利を有する登録商号であるものに限り、使用することができます。

(2) 使用を禁止する愛称

愛称が、次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

ア 君津市広告掲載に関する要綱（令和元年君津市告示第64号）第3条第2項に掲げるもの

イ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(3) 愛称の変更

市民や施設利用者等の混乱を避けるため、原則として契約期間内の愛称の変更はできません。

ただし、合併等による商号の変更などやむを得ない場合は除きます。

8 特典（付帯権利）

ネーミングライツパートナーに対し、施設内での商品PR、自社のホームページ等でネーミングライツパートナーであることをPRできる等の特典を与えることができます。

詳細は募集要項に定めるほか、双方協議のうえ、契約書等において定めま

す。
※指定管理者制度導入（予定）施設については、対象施設所管課・現指定管理者と特典内容について協議を行うものとします。

9 契約期間

原則1年以上5年以内とし、応募者が提案することとします。

施設の特性、管理、運営形態等に応じて協議の上、その期間を決定することができるものとします。

ただし、指定管理者制度導入（予定）施設は、現指定管理の期間を考慮し、適切な期間を設定します。

10 ネーミングライツパートナーの募集方法等

(1) 募集方法

ア 募集は、原則公募とし、市の広報誌、ホームページ等に掲載することにより行うこととします。

イ 募集は、施設ごとに行うこととします。(施設によっては、施設の一部ごとに行うこともできることとします。)

(2) 応募資格

応募資格を有する者は、法人格を有するものとします。また、複数の法人で構成されるグループの応募も可能ですが、その際は代表の法人を設定し、責任の所在を明確にしてください。

ただし、次の事項に該当する場合は、応募することができません。

ア 君津市広告掲載に関する要綱第3条第1項に規定される業種又は事業者

イ 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当する者

ウ 君津市建設工事請負業者等指名措置要領及び君津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱(平成27年君津市告示第73号)による指名停止措置を受けている者

エ 市税を滞納している者

オ その他、本市のネーミングライツパートナーとして不相当と認められる者

(3) 費用負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(4) 募集要項

ア 応募に必要な事項を記載した募集要項等を作成します。

イ 申請方法や選定手続き等をあらかじめ公表し、選定の透明性の確保に努めます。

(5) 募集期間

公募型については、原則として1か月以上とします。

提案型については、原則として1年間とします。ただし、募集期間中に対象施設の一部で新たに公募型を実施し、それにより対象施設の見直しが必要となる場合は、募集を一度締め切り、再度条件を見直した上で募集を行うこととします。

(6) 応募がなかった場合の取扱い

公募型において募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直し、再度募集を実施するか又は募集を取りやめることとします。

提案型については、募集期間の1年が経過しても応募が無かった場合、期間を1年間更新することができることとします。

1 1 選定方法

(1) 審査委員会の設置

ネーミングライツの導入に際し、関係部署の職員からなる審査委員会を設置し、導入の可否、募集要項等の決定、応募者の審査、優先交渉権者の決定等について審査を行います。

なお、同委員会の委員は、総務部長を委員長とし、総務部次長及び導入対象施設の運営・維持管理に係る部署の所属長の他、委員長が指名した者とします。

優先交渉権者とは、応募者のうち、ネーミングライツパートナーとして適格であり、かつ有利な条件で契約を締結することができる者として、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う者のことをいいます。

(2) 審査項目及び審査ポイント

次の視点で審査項目を定め、審査委員会はこれらを総合的に判断します。

なお、応募者が1者の場合でも、審査委員会においてネーミングライツパートナーとしてふさわしいか、審査・選定を行います。

ア 経営の安定性

《審査ポイント》

(ア) 財務状況から見た経営の安定性

(イ) ネーミングライツ料の支払い能力など

イ 愛称案

《審査ポイント》

(ア) 市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ

(イ) 施設の設置目的やイメージとの整合など

ウ 地域貢献等

《審査ポイント》

(ア) 市内に本社、支店、工場等を有しているか。

(イ) 君津市への地域貢献等、市と関りがあるか。

エ 付帯提案

《審査ポイント》

(ア) 応募者からの付帯提案があればその内容について。

オ ネーミングライツ料

《審査ポイント》

(ア) 応募金額の妥当性、相対評価等

対象施設の維持管理費、事業等の必要経費や利用者数、広告価値等を参考に、他自治体における類似事例等を考慮し、施設ごとにネーミングライツ料（対価）を算定し、提案されたネーミングライツ料（対価）と合致するか検討します。

なお、市によるネーミングライツ料の算定は、「君津市公共施設カルテ」に掲載された直近の歳出額を参考とします。施設の一部への導入の場合は、導入面積割合を考慮した上で算定するものとします。

カ 契約期間

《審査ポイント》

(ア) 契約期間の妥当性

1.2 審査結果の通知

審査後、全ての応募者・提案者に文書で通知するとともに、優先交渉権者を市のホームページなどで発表します。

1.3 ネーミングライツパートナーの決定及び公表等

(1) ネーミングライツパートナーの決定及び契約の締結

優先交渉権者との協議が整った場合は、当該団体をネーミングライツパートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

(2) ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナー決定後、速やかに当該団体の名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を市の広報誌、市のホームページ等で公表します。

1.4 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次によるものとします。
詳細は募集要項に定めるほか、双方協議のうえ、契約書等において定めます。

なお、指定管理者がネーミングライツパートナーを兼ねる場合、施設表示の変更費用やネーミングライツ料は指定管理に係る費用に含めないものとします。

区分	市 (指定管理者含む)	ネーミングライツ パートナー
敷地内外の看板表示等の変更（施設看板、道路標識、バス停、バス経由地案内） ※1		○
契約期間終了後の原状回復		○
市（指定管理者含む）のパンフレット、封筒等の印刷物やホームページの表示変更 ※2	○	

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議のうえ、変更可能な表示について行います。また新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※2 残部数や切り替え時期などを考慮し、協議のうえ決定します。

1.5 契約の解除

(1) ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等があった場合

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

この場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担するものとし、ネーミングライツ料の返還もしません。

(2) 災害その他、双方の責めに帰さない事由の場合

災害その他の不可抗力等、双方の責めに帰し得ない事由により契約に定める義務を履行できない場合、市は既に支払われたネーミングライツ料のうち未履行分について、日割りによる計算のうえ、ネーミングライツパートナーに速やかに返還することとします。

ただし、この場合においても、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担するものとします。

(3) ネーミングライツ料が物品・役務等の提供である場合

契約解除の理由を問わず、物品についてはネーミングライツパートナーに返還します。役務については、契約解除時まで提供していただくこととし、既に履行済みの役務に関して、市が返還の義務を負わないものとします。

1 6 契約期間の満了

市は契約期間満了までに、当該施設についてネーミングライツの継続実施を判断するものとします。

なお、愛称が頻繁に変更となることを避けるため、当該施設においては、現ネーミングライツパートナーが優先交渉権者となることができます。更新時においても、審査委員会での審査を実施します。

1 7 原状回復

契約期間終了後又は本契約解除後30日以内に看板等における愛称、ロゴマーク等を原状回復するものとする。

1 8 指定管理者制度導入施設にかかる留意点

対象施設が指定管理者制度導入施設の場合は、指定管理者制度の趣旨に鑑みながら、指定管理者の不利益とならないよう、次の点に留意することとします。

(1) 優先交渉権者について

現指定管理者と事前協議を行い、応募の意思がある場合には、優先交渉権者として決定できるものとします。応募の意思がない場合又は協議がまとまらなかった場合に公募型への転換を行うものとします。

(2) 契約期間について

現指定管理の期間を考慮し、適切な期間設定に配慮するものとします。

(3) 特典（付帯権利）について

指定管理者制度導入施設については、対象施設所管課・現指定管理者と特典内容について協議を行うものとします。

1 9 導入の手続き

ネーミングライツ導入の手続きは以下のとおりです。（括弧内は事務所管課）

(1) 公募型

- ア 対象施設の選定（対象施設所管課）
- イ 募集要項案の作成（対象施設所管課）
- ウ 審査委員会の開催（導入の可否・募集要項等の決定）（対象施設所管課・総務課）
- エ 市長決裁（対象施設所管課）
- オ ネーミングライツパートナーの募集（対象施設所管課）
- カ 審査委員会の開催（応募者の審査・優先交渉権者の決定）（総務課）
- キ 市長決裁（対象施設所管課）
- ク 優先交渉権者との協議（対象施設所管課・総務課）
- ケ ネーミングライツパートナーの決定（対象施設所管課）
- コ 契約の締結（対象施設所管課）
- サ 施設表示等の変更（対象施設所管課）

シ 愛称の使用開始

(2) 提案型

- ア 対象施設の選定（総務課）
- イ 募集要項案の作成（総務課）
- ウ 市長決裁（総務課）
- エ ネーミングライツパートナーの募集（総務課）
- オ 審査委員会の開催（応募者の審査・優先交渉権者の決定）（総務課）
- カ 市長決裁（対象施設所管課）
- キ 優先交渉権者との協議（対象施設所管課・総務課）
- ク ネーミングライツパートナーの決定（対象施設所管課）
- ケ 契約の締結（対象施設所管課）
- コ 施設表示等の変更（対象施設所管課）
- サ 愛称の使用開始

20 事務所管課

(1) ネーミングライツ導入に係る庶務について

ネーミングライツ導入に係る審査委員会の庶務は、総務部総務課が行います。

(2) ネーミングライツに係る事務処理における合議先について

対象施設担当課がネーミングライツに関する事務処理をする際には、総務課と公共施設マネジメント課を合議先として事務処理を進め、情報提供するものとします。

(3) 屋外広告物関係について

ネーミングライツ導入に関して、施設や敷地等に看板等を設置する際には、屋外広告物所管課・景観所管課と協議を行うこととします。

(4) 予算関係について

ネーミングライツ料の歳入に関する予算措置は対象施設所管課において行います。

歳入として受けたネーミングライツ料は、台帳管理のうえ、対象施設の維持管理費や備品等、施設の効用を高めることに活用することとします。

(5) 提案型における事務所管について

提案型における事務所管については、募集要項の作成・その後の審査委員会の開催までは総務課で行い、以降のプロセスを対象施設担当課にて行うこととします。但し、優先交渉権者との協議については総務課も同席します。